

## 投資信託振替制度要綱に関するQ & A集

平成 17 年 3 月 31 日

### はじめに

この度、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）では、投資信託振替制度に関して関係者・投資者の皆様を含め広くご理解いただき、円滑な制度実施に備えるべく、以下のとおり Q&A 集を作成いたしました。既に公表しております「投資信託振替制度要綱」の資料と併せてご活用いただき、振替制度の理解の一助となれば幸甚でございます。

### 投資信託振替制度の目的

#### （目的）

**Q1** 「投資信託振替制度」とはどのような制度ですか。

**A1** 投資信託振替制度とは、機構が「社債等の振替に関する法律」（以下「社振法」という）に基づき実施する制度で、平成 19 年 1 月から開始が予定されています。

現在の投資信託の制度では、受益者の受益権を表章するものとして受益証券が発行されます。ほとんどの場合、受益証券は販売会社に保護預けされておりますので、実際に受益者が受益証券を手にする事は多くありませんが、法律上、受益権の行使や譲渡は受益証券をもって行うことになっております。

しかし、投資信託振替制度においては、受益証券は発行されません。その代わりに、システム上の口座（振替口座簿）に記録することで、受益者の権利を管理するものです。投資家が投資信託を買い付けた場合は、振替口座簿に口数の増加記録を行うことによって権利が発生します。解約や償還の場合には、振替口座簿から口数が減少記録されることによって、権利が消滅します。このように受益者が持っている振替投資信託の残高は振替口座簿で管理されます。振替制度の仕組みによって、次のようなメリットが期待されます。

- ・ 受益証券の発行・認証に係る事務コストを削減することができます。
- ・ 受益証券の発行に際して課せられる印紙税が不要になります。
- ・ 運搬・保管に係るコストを削減することができます。また、受益証券台帳の記入・管理に係る事務コスト、残高照合、券面調製や償還時の券面無効化のコスト等、現物の受益証券が存在することに伴う様々な事務・管理コストを削減することができます。
- ・ 紛失・盗難・偽造等のリスクがなくなります。
- ・ 設定や解約、償還、振替等について、標準化された、より安全・効率的な決済スキームが確立されます。

以上のとおり、この制度の導入によって、わが国における投資信託の更なる発展に寄与できるものと考えられます。

## 取扱振替投資信託受益権

### (取扱い対象)

**Q2** 投資信託振替制度の対象となるのは、どのようなファンドですか。

**A2** 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権で、当初の取扱い範囲としては委託者指図型投資信託としております。公募であるか私募であるかは問いません。また、外国投資信託(外国において外国の法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するもの)、親投資信託(以下「マザーファンド」という)は当面对象外となっております。

Q34、Q35 参照

### (取扱い対象 - 委託者非指図型投資信託)

**Q3** 委託者非指図型投資信託はどのような取扱いになりますか。

**A3** 委託者非指図型投資信託は当面この制度の対象外と整理されておりますが、今後取扱ニーズがある場合には、投資信託振替制度で想定しているスキーム・処理フローに準じた対応を前提に検討することとしております。

### (取扱い対象 - 外国投資信託)

**Q4** 外国投資信託が当面对象外とされたのはなぜですか。

**A4** 外国投資信託については、現行でも受益証券は海外で保管・管理されており、国内では実質的にペーパーレスであり、取扱うメリットがないなどの理由から当面对象外と整理されました。

### (取扱い対象 - マザーファンド)

**Q5** マザーファンドが当面对象外とされたのはなぜですか。

**A5** マザーファンドについては、現在、委託会社・受託会社間で処理が完結する等、振替制度で扱うニーズがないことから当面对象外と整理されました。

### (取扱い対象 - その他の要件)

**Q6** その他に、投資信託振替制度で取扱対象となるための要件はありますか。

**A6** ・ 最低発行単位の口数が1口であること  
・ ファンドが当初設定された時の一口当りの金額が、1円以上でかつ1円の整数倍であることが要件となっております。

## 制度への参加者

### （発行者）

**Q7** 「発行者」とは何ですか。

**A7** 投資信託振替制度では、当初は委託者指図型投資信託を取扱います。この場合、発行者は委託会社を指します。投資信託を振替制度で取扱うためには、発行者が振替機関に対してその旨の同意を与えていることが必要です。

### （口座管理機関）

**Q8** どのような金融機関が、「口座管理機関」として振替制度に参加するのですか。

**A8** 証券会社や銀行など、他の者のために振替を行うための口座を開設する者が、口座管理機関となります。口座管理機関は、社振法及び振替機関の業務規程に従って業務を行うこととされており、また、口座を管理する振替口座簿を備えることが義務付けられています。

### （加入者）

**Q9** 「加入者」と「機構加入者」との違いは何ですか。

**A9** 加入者とは、機構又は口座管理機関から口座の開設を受けた者をいいます。加入者のうち、機構から口座の開設を受けたものを機構加入者といいます。

### （販売会社と口座管理機関 - 役割整理）

**Q10** 投資信託振替制度において販売会社の役割はどうなりますか。

**A10** 販売会社は、従前どおり投資信託の募集・販売を行うとともに、顧客の口数管理を継続して行います。また、業務を円滑に行うために、当該販売会社は、振替口座簿を管理する口座管理機関としても参加すると考えられます。

### （販売会社と口座管理機関 - 指定販売会社）

**Q11** 指定販売会社は口座管理機関になる必要がありますか。

**A11** 投資信託振替制度では、指定販売会社は口座管理機関になることを「前提」としております。投資信託では、販売会社・委託会社・受託会社に加え、振替制度において口座管理機関や振替機関など関係者が多い中で、限られたタイム・スケジュールで情報連絡・事務処理を行う必要があるため、顧客管理を行っている指定販売会社が口座管理機関を兼ねることが望ましいとの整理により、これを振替制度の前提としているものです。この場合、直接口座管理機関か間接口座管理機関かは問いません。

#### (販売会社と口座管理機関 - 取次販売会社)

**Q12** 取次販売会社は口座管理機関になる必要がありますか。

**A12** 現在顧客管理を行っている取次販売会社については、振替制度後も口座管理機関として継続して振替口座簿の口座管理を行うことが想定されております。

取次販売会社が口座管理機関にならない場合は、振替口座簿の口座管理を他社（例えば、指定販売会社である口座管理機関）に委ねることが想定されます（振替制度においては、受益者の権利はいずれかの口座管理機関の振替口座簿に記録されていることが必要です）。

#### (いわゆる直販のスキーム)

**Q13** 投資信託委託業者の直接募集、いわゆる直販の場合は、投資信託委託業者が口座管理機関となるのですか。

**A13** 現行制度において、投資信託委託業者は顧客の受益証券を預かることが認められておらず、受益証券は、投資信託委託業者が指定する信託銀行において保護預りされています。振替制度においても、法令上、投資信託委託業者は口座管理機関になることが認められていないため（社振法第44条第1項参照）投資委託業者の直販については、振替口座簿の口座管理を他社である口座管理機関に委ねる必要があります。

#### (指定販売会社とシステム接続の要否)

**Q14** 指定販売会社は機構とシステム接続する必要がありますか。

**A14** 機構とのシステム接続が求められるのは直接口座管理機関です。つまり、指定販売会社が直接口座管理機関として制度参加する場合は機構とのシステム接続は必須となります。一方、間接口座管理機関として制度参加する場合には不要となります。

但し、後者の場合においては、円滑な業務遂行の観点から、上位の直接口座管理機関（直近上位機関が間接口座管理機関の場合は当該間接口座管理機関）とのシステム連携を図るなど密接な情報連携が必要になります。

#### (資金決済会社)

**Q15** 資金決済会社とは何ですか。

**A15** 加入者や発行者のために資金決済を行う金融機関を言います。加入者のための資金決済会社は、指定販売会社が振替投資信託受益権の設定代金の支払や解約・償還代金の受取に利用する金融機関を指します（個々の受益者が販売会社との間で設定・解約・償還代金の受取に利用する金融機関ではありません）。発行者のための資金決済会社は、指定販売会社との間で、振替投資信託受益権の設定代金の受取や解約及び償還の代金の支払等に利用する金融機関で、通常は受託銀行が発行者のための資金決済会社となります。

### （資金決済会社と日銀ネット資金決済会社）

**Q16** 「資金決済会社」と「日銀ネット資金決済会社」を区別する理由は何ですか。

**A16** 「投資信託振替制度要綱」においては、資金決済会社のうち、資金決済を DVP 決済により行う場合の資金決済会社を明確にするため、別途、「日銀ネット資金決済会社」との位置付けを設けました。日銀ネット資金決済会社については、DVP 決済において機構との通知の授受が発生するため、事前に機構へ登録することとしていますが、日銀ネット資金決済会社ではない資金決済会社については機構との通知の授受等は行わないため、機構への登録は不要としております。

### （資金決済会社 - 他の商品との違い）

**Q17** 投資信託振替制度における資金決済会社は、他の商品（短期社債や一般債）と同じ意味ですか。

**A17** 短期社債や一般債における「資金決済会社」では、日本銀行の当座勘定取引先で、かつ日銀ネットのオンライン取引先である金融機関が機構に対して「資金決済会社」として指定を受けます。機構加入者又は発行者（発行代理人）は DVP 決済を行う際に利用する資金決済会社を選任し、機構に届け出ます。一方、前問のとおり、投資信託振替制度要綱では、DVP 決済を行う資金決済会社を「日銀ネット資金決済会社」として区別し、「日銀ネット資金決済会社」については、他の商品における「資金決済会社」と同様に機構への事前の登録を必要としましたが、それ以外の「資金決済会社」については機構に登録することは不要としています。

### （受託会社）

**Q18** 受託会社は、投資信託振替制度上どのような役割を果たすのですか。

**A18** 受託会社とは、発行者との信託契約に基づき信託財産を管理する信託会社等を指します。投資信託振替制度においては、受託会社は振替投資信託受益権の信託が設定された旨を機構に対して通知（信託設定済通知）することとしております。設定に係る新規記録手続きにおいて、機構ではこの通知を受けて振替口座簿への増加記録を行います。

## 業務処理手続き

### ( ISIN コード )

**Q19** ISIN コードとは何ですか。

**A19** ISIN コードとは銘柄を特定するためのコードであり、国際標準化機構 ( ISO ) が定めた規格 ISO6166 に準拠した証券コードであり、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいいます。投資信託振替制度では、振替投資信託の銘柄管理及びシステム処理において、この ISIN コードを利用します。

### ( DVP )

**Q20** 投資信託振替制度における DVP とは何ですか。

**A20** 投資信託振替制度では、設定時と解約時に DVP 決済を行うことが可能です。設定時 DVP の場合、日本銀行金融ネットワークシステム ( 日銀ネット ) 上で、販売会社の日銀ネット資金決済会社による資金の支払が行われると、その旨が機構に通知され、機構の振替口座簿において増額記録が行われます。こうした仕組みにより、資金の支払が行われない限り投資信託受益権が発生 ( 新規記録 ) しないことが確保され、「取りはぐれ」 ( 元本リスク ) がなくなります。解約時 DVP についても同様です。なお、上記の仕組みは、日本銀行の了承が得られ、日本銀行において所要の対応が採られることを前提としています。

### ( DVP の対象 )

**Q21** どのような取引が DVP 決済の対象となりますか。

**A21** DVP 決済の取引対象は、振替システム外にて指定販売会社と発行者とが DVP 決済を行うことについて合意されているものとなります。実務上は、発行者の指定する資金決済会社、すなわち受託銀行と指定販売会社間の合意が前提となると考えられます。なお、どのような取引を DVP 決済対象とするかについて目安を設けてはどうかとのご意見もありますが、それについては、今後、投信小委員会で検討を行い、その内容を広く説明していくことなどを通じて、市場慣行が形成されていくものと考えています。

### ( 振替処理 )

**Q22** 投資信託において振替処理はどのような時に行われますか。

**A22** 上場投信を除く一般の投資信託では売買に伴う振替処理は想定されませんが、販売会社間の口座移管 ( 預替 ) や担保差し入れに伴う振替処理、買取請求に伴う同一機構加入者の口座における顧客口から自己口への振替処理等が想定されます。

### （振替処理と DVP）

**Q23** 振替処理に DVP がないのはどうしてですか。

**A23** 上記 22 のとおり、投資信託振替制度における振替処理は、いずれも資金決済を伴わない処理であることから、振替処理については非 DVP 決済のみと整理しました（但し、上場投信の売買等に伴う振替処理は除きます）。

### （償還と DVP）

**Q24** 償還に DVP がないのはどうしてですか。

**A24** 投信小委員会における検討の過程で、「償還事務が非常にタイトな時限で行われている中、償還時の DVP は実現が困難」という関係業態からのご意見があり、今回の制度構築では対応せず、次回以降のフェーズで引続き検討するという事で整理しました。

## 情報開示

### （情報開示）

**Q25** 制度要綱にある「情報開示」とはどのような制度ですか。

**A25** 社振法で振替機関に義務付けられているもので、振替投資信託の銘柄の名称等、券面に記載されるべき内容を公示する制度です。機構では、機構 HP で銘柄に係る情報を掲載することにより公示を行う予定です。



## 特例投資信託受益権の取扱い

### （特例投資信託受益権）

**Q26** 既発行の投資信託受益証券を振替制度に移行することは可能ですか。

**A26** 本来、社振法では、設定時に振替制度を利用しないこととされた投資信託について、設定後に振替制度を利用することは認められていません。ただ、証券市場整備法附則第1条第2項に規定する政令で定める日（以下「受入終了日」という）までに設定された投資信託であって、設定後、社振法の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたものについては、振替制度を利用（移行）することが特例として認められています。その具体的な移行事務処理手順については、現在、策定中です。

### （特例投資信託受益権 - 受入終了日）

**Q27** 受入終了日とは何ですか。

**A27** 受入終了日は、平成15年1月6日から5年以内で政令で定められることとなっており、その日までに設定された投資信託で、設定後に社振法の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更があったものが、特例として振替制度に移行することが可能となります。逆にいえば、この受入終了日後に設定される投資信託で当初から振替制度を利用しないとされたものは、振替制度に移行することは出来ないこととなります。

### （特例投資信託受益権 - 移行申請手続き）

**Q28** 既発行の投資信託受益証券を振替投資信託受益権に移行するための申請手続きは誰が行うのですか。

**A28** 移行申請手続きについては、個々の受益者から販売会社に申請手続きを委任し、販売会社が機構に対して代理申請手続きをとっていただく方向で検討しております。

### （特例投資信託受益権 - 約款の変更）

**Q29** 既発行の投資信託を振替制度に移行するには、どのような投資信託約款の変更が必要ですか。

**A29** 社振法の規定の適用を受ける旨、具体的には受益証券の不発行に関する規定等を設けることが必要と考えられます。また、社振法は併合又は分割の定めのある投資信託は対象外としていることから、そうした規定についても見直すことが必要です（なお、併合又は分割の定めのある投資信託については、昨年6月に成立した「社債、株式等の振替に関する法律」においては対象とされています。同法施行後に併合又は分割の定めのある投資信託受益権を本制度で取扱うかどうかは別途検討すると整理しております）。

## 収益分配金の取扱い

### (収益分配金支払方法)

**Q30** 収益分配金や償還金はどういう方法で支払われますか。

**A30** 現行は、委託会社と指定販売会社の契約に基づき、委託会社が指定販売会社にその支払いを委任することで、受益者に対する支払いが行われています。

振替制度においても現行と同様、委託会社と指定販売会社の当該業務に係る契約に基づいて、指定販売会社を通じて受益者に対する支払いが行われることとなります。

一方、稀に、担保差入等、指定販売会社以外の口座管理機関に振替が行われる場合があります。

その場合の支払いは現行と同様、まずは指定販売会社を経由することとなりますが、その先の支払いについては、当該指定販売会社は振替後の受益者情報を管理しない場合が通常であり、指定販売会社と振替先の口座管理機関とが当該振替に係る情報の連携をするなかで受益者に対する支払いをする必要があります。

詳細なスキームにつきましては、システム処理概要( .1.(3)「販社外振替情報管理に係る処理」)をご覧ください。

### (支払委託金制度)

**Q31** 収益分配金や償還金の支払委託金制度はどうなりますか。

**A31** 現行制度では、指定販売会社の保護預りから出庫された受益証券の取扱い等、収益分配金や償還金の支払いが速やかに行うことができない場合がありますが、振替制度においては、いずれかの口座管理機関の振替口座簿に必ず受益権が記録されていることから、すべての受益権に係る所在が明確化されることとなります。

したがって、指定販売会社への支払は、決算日翌営業日ないし償還日翌営業日に完遂することが可能となります。

## 消却義務

### （誤記録の防止）

**Q32** 振替口座簿上の記録に誤りが生じた場合はどうなりますか。

**A32** まず、誤った記録が生じないようにするために、日々、機構、口座管理機関、及び発行者間において残高の確認を行い、過誤記録を防止します。

また、万一過大記録が生じてしまった場合には、社振法上、過大記録を生じさせた振替機関ないし口座管理機関が消却義務を負うこととなっています。仮に振替機関ないし口座管理機関が消却義務を履行せずに破綻した場合には加入者保護信託制度というセーフティーネットにより受益者（投資家）は保護されます。

なお、加入者保護信託により保護される額につきましては、社振法施行令第 6 条にて限度額が定められています。

### （加入者保護信託）

**Q33** 加入者保護信託とは何ですか。

**A33** 加入者保護信託は、社債等振替制度において、振替機関や口座管理機関の誤記録等により、投資家である加入者が損害を受け、当該加入者が口座を持つ口座管理機関がこの損害賠償義務等を果たすことなく破綻した場合について、加入者が被る損害を補償するための投資者保護制度です。

## 上場投信の取扱い

### (上場投資信託 (ETF))

**Q34** 上場投資信託 (ETF) はどのような取扱いになるのでしょうか。

**A34** ETF も投資信託振替制度の取扱い対象に含まれています。

但し、他の投資信託と異なり、株式と同様に決済が行われている実態を踏まえ、ETF については原則として振替制度後の株式 と同一のシステム基盤で処理を行うこととし、株式の振替制度対応と平仄を合わせて検討を進めて行くことを基本方針としております。

なお、現在 ETF は「株券等の保管及び振替に関する法律」(保管振替法)に基づいて機構にて取扱われておりますが、平成 20 年 1 月 5 日までの政令で定める日 (具体的な日付は未定)をもって同法律の適用が終了しますので、この時点が ETF の振替制度対応の期限となります。一方、株式の振替制度は、平成 21 年 6 月 8 日までの政令で定める日 (具体的な日付は未定)までに開始することが法律で決められております。したがって、ETF の振替制度対応の期限から株式の振替制度の開始までの期間は、現在 ETF を取扱っている証券保管振替システムを最大限利用した経過措置対応を行うこととしております (詳細は今後検討)。

### (不動産投資信託 (REIT))

**Q35** 会社型の不動産投資信託 (REIT) はどのような取扱いになるのでしょうか。

**A35** REIT については、投資信託振替制度の対象外ですが、株式の振替制度と同じスケジュールで振替制度化されます。

## 経費の分担

### (手数料)

**Q36** 投資信託振替制度を利用する際の、機構の手数料体系はどのようになりますか。

**A36** 今後、投資信託の商品性や、他の振替制度の商品の手数料体系等も参考にしつつ、システム開発費の回収期間や、制度の運営コスト、制度に対する関係者の評価、既発行の投資信託の移行割合といった諸要素を勘案し、決定していく予定です。

### その他

### (税制優遇制度)

**Q37** 投資信託振替制度は税制優遇にどう影響しますか。

**A37** 税制優遇適用には投資信託振替制度への移行が要件となっています。平成 20 年 1 月 6 日以降の税制優遇措置は振替投資信託のみに適用されることとなります。

税制優遇とは老人等の少額預金の利子所得等の非課税制度(マル優)(所得税法第 10 条 平成 18 年 1 月 1 日より障害者等に対する少額貯蓄非課税制度へ改組)、公共法人等及び公益信託等に係る非課税制度(所得税法第 11 条)、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税(住宅財形)(租税特別措置法第 4 条の 2)、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税(年金財形)(租税特別措置法第 4 条の 3)等を指します。

以上